

静岡県人事委員会は、職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

静岡県人事委員会規則7-1221

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則（静岡県人事委員会規則7-25）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(給料表の適用範囲)</p> <p>第3条 給与条例別表第2、別表第3及び別表第4に定めるそれぞれの給料表並びに教職員給与条例別表第1の備考1及び別表第2の備考1に定めるそれぞれの給料表の適用を受ける者の範囲は、別表第1に定める給料表の適用範囲に定めるところによる。</p> <p>2 教職員給与条例別表第1の備考2の人事委員会規則で定める職員は、高等学校又は特別支援学校の副校長又は教頭の職にある者とし、同条例別表第2の備考2の人事委員会規則で定める職員は、小学校、中学校又は義務教育学校の教頭の職にある者とする。</p> <p>(職務の級の決定)</p> <p>第5条 新たに職員となつた者の職務の級は、次に定めるところにより決定するものとする。</p> <p>(1) その者の職務の級を次に掲げる職務の級に決定しようとする場合は、人事委員会の承認を得ること。</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>キ～ケ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(初任給の特例)</p> <p>第7条 新たに職員となつた者が、次の各号の一に該当する場合において前条の規定によることが適当でないと認められるときは、その職務の内容及び他の職員との均衡を考慮し、</p>	<p>(給料表の適用範囲)</p> <p>第3条 給与条例別表第2、別表第3及び別表第4に定めるそれぞれの給料表並びに教職員給与条例別表第1、別表第2の備考1及び別表第3の備考1に定めるそれぞれの給料表の適用を受ける者の範囲は、別表第1に定める給料表の適用範囲に定めるところによる。</p> <p>2 教職員給与条例別表第2の備考2の人事委員会規則で定める職員は、高等学校又は特別支援学校の副校長又は教頭の職にある者とし、同条例別表第3の備考2の人事委員会規則で定める職員は、小学校、中学校又は義務教育学校の教頭の職にある者とする。</p> <p>(職務の級の決定)</p> <p>第5条 新たに職員となつた者の職務の級は、次に定めるところにより決定するものとする。</p> <p>(1) その者の職務の級を次に掲げる職務の級に決定しようとする場合は、人事委員会の承認を得ること。</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>キ <u>大学教育職給料表の職務の級4級</u></p> <p>ク～コ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(初任給の特例)</p> <p>第7条 新たに職員となつた者が、次の各号の一に該当する場合において前条の規定によることが適当でないと認められるときは、その職務の内容及び他の職員との均衡を考慮し、</p>

人事委員会の承認を得てその者の号給を決定することができる。

(1)～(3) (略)

(4) 顕著な業績等を有する者をもって充てる必要のある研究員、医師等の職に採用する場合

(5)・(6) (略)

(管理又は監督の地位にある特定の職員)

第15条の2 給与条例第5条第4項、教職員給与条例第6条第4項及び警察職員給与条例第6条第4項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1)～(6) (略)

(7)～(9) (略)

(扶養手当に係る行政職給料表の8級の職員に相当する職員)

第25条の2 給与条例第9条第3項、教職員給与条例第10条第3項及び警察職員給与条例第10条第3項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1)・(2) (略)

(3) (略)

人事委員会の承認を得てその者の号給を決定することができる。

(1)～(3) (略)

(4) 顕著な業績等を有する者をもって充てる必要のある研究員、医師、教授、准教授等の職に採用する場合

(5)・(6) (略)

(管理又は監督の地位にある特定の職員)

第15条の2 給与条例第5条第4項、教職員給与条例第6条第4項及び警察職員給与条例第6条第4項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1)～(6) (略)

(7) 大学教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの(人事委員会が別に定める職員を除く。)

(8)～(10) (略)

(扶養手当に係る行政職給料表の8級の職員に相当する職員)

第25条の2 給与条例第9条第3項、教職員給与条例第10条第3項及び警察職員給与条例第10条第3項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1)・(2) (略)

(3) 大学教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの

(4) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表第1福祉職給料表の項の次に次のように加える。

大学教育職 給料表	大学の学長、教授、准教授、講師、助教 及び助手
--------------	----------------------------

別表第2ア行政職給料表級別職務区分表中第4項から第8項までを次のように改め、同表備考中「文化・観光部」を「スポーツ・文化観光部」に改める。

<p>4 4級</p>	<p>(1) 副班長又は主査の職務</p> <p>ア 副班長の職務</p> <p>(0—1) 知事部局の本庁の班長代理の職務 (0—2) 知事部局の本庁の副班長の職務 (0—3) 知事部局の本庁の調整主査の職務 (0—4) 知事部局の出先機関の班長代理の職務 (0—5) 知事部局の出先機関の副班長の職務 (1—1) 知事直轄組織の地域外交専門官の職務 (10—1) 監査委員事務局の副班長の職務 (11—1) 教育委員会事務局の班長代理の職務 (11—2) 教育委員会の教育機関の班長代理の職務 (12—1) 警察本部の運転免許試験監の職務 (12—2) 警察本部の係長の職務 (12—3) 市警察部の係長の職務 (12—4) 警察学校の係長の職務 (12—5) 警察署の係長の職務</p> <p>イ 主査の職務</p> <p>(0—6) 知事部局の本庁の主査の職務 (0—7) 知事部局の本庁の部付主査の職務 (0—8) 知事部局の本庁の局付主査の職務 (0—9) 知事部局の出先機関の主査の職務 (3—1) 財務事務所の税務主査の職務 (10—2) 議会事務局の主査の職務 (10—3) 人事委員会事務局の主査の職務 (10—4) 監査委員事務局の主査の職務 (10—5) 労働委員会事務局の主査の職務 (10—6) 収用委員会事務局の主査の職務 (11—3) 教育委員会事務局の主査の職務 (11—4) 教育委員会事務局の部付主査の職務 (11—5) 教育委員会の教育機関の主査の職務 (11—6) 小学校、中学校又は義務教育学校の事務主査の職務 (12—6) 警察本部の主査の職務 (12—7) 市警察部の主査の職務 (12—8) 警察学校の主査の職務 (12—9) 警察署の主査の職務</p>
<p>5 5級</p>	<p>(1) 班長又は主幹の職務</p> <p>(0—1) 知事部局の本庁の班長の職務 (0—2) 知事部局の本庁の主幹の職務 (0—3) 知事部局の本庁の部付主幹の職務 (0—4) 知事部局の本庁の局付主幹の職務 (0—5) 知事部局の本庁の秘書主幹の職務 (0—6) 知事部局の出先機関の班長の職務 (0—7) 知事部局の出先機関の主幹の職務 (0—8) 知事部局の出先機関の用地主幹の職務 (3—1) 財務事務所の税務主幹の職務 (3—2) 財務事務所の査察主幹の職務 (7—1) 漁業取締船天龍の船長の職務 (7—2) 漁業取締船あまぎの船長の職務 (9—1) 出納局の出納主幹の職務 (10—1) 議会事務局の班長の職務</p>

	<ul style="list-style-type: none"> (10—2) 議会事務局の主幹の職務 (10—3) 人事委員会事務局の班長の職務 (10—4) 監査委員事務局の班長の職務 (10—5) 監査委員事務局の主幹の職務 (10—6) 労働委員会事務局の班長の職務 (10—7) 労働委員会事務局の主幹の職務 (10—8) 収用委員会事務局の班長の職務 (10—9) 収用委員会事務局の主幹の職務 (11—1) 教育委員会事務局の班長の職務 (11—2) 教育委員会事務局の主幹の職務 (11—3) 教育委員会事務局の部付主幹の職務 (11—4) 教育委員会の教育機関の班長の職務 (11—5) 教育委員会の教育機関の主幹の職務 (11—6) 松崎、稲取、伊東商業、熱海、伊豆中央、御殿場南、小山、裾野、沼津城北、吉原、富士宮西、清水西、静岡西、藤枝西、島田、金谷、川根、相良、掛川東、横須賀、池新田、袋井商業、磐田北、磐田西及び湖西高等学校並びに沼津視覚、静岡視覚、浜松視覚、沼津聴覚、静岡聴覚、浜松聴覚、浜名、静岡南部及び天竜特別支援学校の事務長の職務 (11—7) 実習船やいづの主幹の職務 (11—8) 小学校、中学校又は義務教育学校の室長及び事務主幹の職務 (12—1) 警察本部の主幹の職務 (12—2) 警察学校の主幹の職務 (12—3) 市警察部的主幹の職務 (12—4) 警察署の主幹の職務
6 6 級	<ul style="list-style-type: none"> (i) 本庁の参事又は出先機関の次長の職務 <ul style="list-style-type: none"> (0—1) 知事部局の本庁の局又は課の参事(第7項第1号(0—2)に規定する知事部局の本庁の局の参事を除く。)の職務 (0—2) 知事部局の本庁の局又は課の技監(政策管理局の技監を除く。)の職務 (0—3) 知事部局の本庁の統括秘書主幹の職務 (0—4) 知事部局の本庁の検査技監の職務 (0—5) フロンティア推進室長の職務 (0—6) 人材育成室長の職務 (0—7) 個人住民税対策室長の職務 (0—8) 旅券室長の職務 (0—9) 建築確認検査室長の職務 (0—10) 鳥獣捕獲管理室長の職務 (0—11) オリンピック・パラリンピック調整室長の職務 (0—12) 空港調整室長の職務 (0—13) 大学院大学開学準備室長の職務 (0—14) 人権同和対策室長の職務 (0—15) 精神保健福祉室長の職務 (0—16) 医療人材室長の職務 (0—17) 地域包括ケア推進室長の職務 (0—18) 商業まちづくり室長の職務 (0—19) 先端農業推進室長の職務

- (0—20) CSF対策室長の職務
- (0—21) 港湾経営推進室長の職務
- (0—22) 知事部局の出先機関の次長(東部、中遠及び西部の各農林事務所並びに沼津及び島田の各土木事務所の次長を除く。)、参事又は技監の職務
- (1—1) 知事直轄組織の地域外交参事官の職務
- (2—1) 危機管理部の危機調整官の職務
- (2—2) 消防学校の副校長の職務
- (3—1) 財務事務所の徴収統括官の職務
- (4—1) 賀茂広域消費生活センター所長の職務
- (6—1) 健康福祉センターの部長(中部健康福祉センター相談部長を除く。)の職務
- (6—2) 健康福祉センターの支所長の職務
- (6—3) 児童相談所長(中央児童相談所長を除く。)の職務
- (7—1) 経済産業部の組合検査官の職務
- (7—2) 農林事務所の部長(東部、中遠及び西部農林事務所の部長を除く。)の職務
- (7—3) 農林事務所の農山村整備部技監(東部及び中遠農林事務所の農山村整備部技監を除く。)の職務
- (7—4) 漁業高等学園長の職務
- (8—1) 土木事務所の用地統括官の職務
- (9—1) 出納局の出納室長の職務
- (10—1) 監査委員事務局の課の参事の職務
- (10—2) 監査委員事務局の調査官の職務
- (11—1) 教育委員会事務局の室長の職務
- (11—2) 教育委員会事務局の課の参事の職務
- (11—3) 教育委員会事務局の課の指導監(高校教育課の指導監を除く。)の職務
- (11—4) 教育委員会事務局の課の人事監(義務教育課の人事監を除く。)の職務
- (11—5) 教育委員会事務局の学校事務参事の職務
- (11—6) 教育事務所の次長の職務
- (11—7) 教育事務所の指導監の職務
- (11—8) 教育事務所の人事監の職務
- (11—9) 教育事務所の参事の職務
- (11—10) 総合教育センターの参事の職務
- (11—11) 下田、伊豆総合、田方農業、三島北、三島長陵、沼津東、沼津工業、富士、清水東、静岡、静岡城北、静岡農業、科学技術、静岡商業、静岡中央、焼津水産、藤枝東、榛原、掛川西、磐田南、磐田農業、天竜、浜松北、浜松西、浜松大平台、浜松工業、浜松商業及び浜松湖北高等学校並びに沼津、富士、藤枝、浜松、東部及び中央特別支援学校の事務長の職務
- (11—12) 小学校、中学校又は義務教育学校の共同学校事務室参事の職務

- (12—1) 警察本部の管理官の職務
- (12—2) 警察本部の主任師範の職務
- (12—3) 警察学校の副校長の職務
- (12—4) 警察学校の管理官の職務
- (12—5) 市警察部の管理官の職務
- (12—6) 警察署の会計官の職務
- (2) 本庁の課長代理又は出先機関の課長の職務
 - (0—23) 知事部局の本庁の課長代理の職務
 - (0—24) 知事部局の本庁の専門官の職務
 - (0—25) 知事部局の本庁の検査監の職務
 - (0—26) 知事部局の本庁の調整主幹の職務
 - (0—27) 知事部局の出先機関の課長の職務
 - (0—28) 知事部局の出先機関の課長代理の職務
 - (0—29) 知事部局の出先機関の専門官の職務
 - (1—2) 大阪事務所の所長補佐の職務
 - (2—3) 危機管理部の危機専門官の職務
 - (3—2) 財務事務所の自動車税室長の職務
 - (6—4) 健康福祉部の福祉指導官の職務
 - (7—5) 農林事務所の支所長の職務
 - (7—6) 農林事務所の検査監の職務
 - (7—7) 西部農林事務所総務課の天竜分室長の職務
 - (7—8) 農林技術研究所総務課の茶業分室長の職務
 - (7—9) 農林技術研究所総務課の果樹分室長の職務
 - (7—10) 農林技術研究所総務課の森林・林業分室長の職務
 - (7—11) 畜産技術研究所総務課の中小家畜分室長の職務
 - (7—12) 工業技術研究所の沼津分室長の職務
 - (7—13) 工業技術研究所の富士分室長の職務
 - (7—14) 工業技術研究所の浜松分室長の職務
 - (7—15) 漁業高等学園の園長補佐の職務
 - (7—16) あしたか職業訓練校の校長補佐の職務
 - (7—17) 計量検定所の所長補佐の職務
 - (7—18) 沿岸沖合漁業指導調査船駿河丸の船長又は機関長の職務
 - (8—2) 土木事務所の支所長の職務
 - (8—3) 土木事務所の検査監の職務
 - (10—3) 議会事務局の課長補佐又は室長補佐の職務
 - (10—4) 人事委員会事務局の課長代理の職務
 - (10—5) 監査委員事務局の課長代理の職務
 - (10—6) 労働委員会事務局の課長代理の職務
 - (11—13) 教育委員会事務局の課長代理の職務
 - (11—14) 教育委員会事務局の専門監の職務

	<ul style="list-style-type: none"> (11—15) 教育事務所の課長の職務 (11—16) 教育委員会の教育機関の課長の職務 (11—17) 教育委員会の教育機関の専門監の職務 (11—18) 青少年の家又は少年自然の家の所長補佐の職務 (11—19) 県立学校の事務長(第6項第1号(11—11)に規定する事務長及び第5項第1号(11—6)に規定する事務長を除く。)の職務 (11—20) 実習船やいづの船長又は機関長の職務 (11—21) 小学校、中学校又は義務教育学校の統括室長の職務 (12—7) 警察本部の次席の職務 (12—8) 警察本部の課長補佐又は師範の職務 (12—9) 警察学校の課長又は師範の職務 (12—10) 市警察部の次席の職務 (12—11) 市警察部の課長補佐の職務 (12—12) 警察署の課長の職務 (12—13) 警察署の主任主幹の職務
7 7級	<ul style="list-style-type: none"> (i) 本庁の課長、出先機関の長又は困難な業務を行う出先機関の次長の職務 <ul style="list-style-type: none"> (0—1) 知事部局の本庁の課長の職務 (0—2) 知事部局の本庁の局の参事(政策管理局、総務局及び地域振興局の参事に限る。ただし、出先機関に駐在する者を除く。)の職務 (0—3) 知事部局の本庁の局の技監(政策管理局の技監に限る。)の職務 (0—4) 通商推進室長の職務 (0—5) 知事部局の出先機関の次長(東部、中遠及び西部の各農林事務所並びに沼津及び島田の各土木事務所の次長に限る。)の職務 (1—1) 大阪事務所長の職務 (2—1) 環境放射線監視センター所長の職務 (2—2) 地震防災センター所長の職務 (3—1) 財務事務所長(沼津、静岡及び浜松財務事務所の所長を除く。)の職務 (4—1) 環境衛生科学研究所の副所長の職務 (5—1) 埋蔵文化財センターの所長の職務 (6—1) 健康福祉センター所長(東部、中部及び西部健康福祉センターの所長を除く。)の職務 (6—2) 健康福祉センターの副所長の職務 (6—3) 中部健康福祉センター相談部長の職務 (6—4) 女性相談センターの所長の職務 (6—5) 中央児童相談所長の職務 (6—6) 吉原林間学園長の職務 (6—7) 三方原学園長の職務 (6—8) 磐田学園長の職務

- (6—9) 看護専門学校長の職務
- (7—1) 農林事務所長（東部、中遠及び西部農林事務所の所長を除く。）の職務
- (7—2) 西部農林事務所天竜農林局長の職務
- (7—3) 農林事務所の部長（東部、中遠及び西部農林事務所の部長に限る。）の職務
- (7—4) 農林事務所の農山村整備部技監（東部及び中遠農林事務所の農山村整備部技監に限る。）の職務
- (7—5) 計量検定所長の職務
- (7—6) 沼津技術専門校長の職務
- (7—7) 浜松技術専門校長の職務
- (7—8) あしたか職業訓練校長の職務
- (7—9) ふじのくに茶の都ミュージアムの副館長の職務
- (8—1) 土木事務所長（沼津、島田、袋井及び浜松土木事務所の所長を除く。）の職務
- (8—2) 浜松土木事務所天竜支局長の職務
- (8—3) 田子の浦港管理事務所長の職務
- (8—4) 焼津漁港管理事務所長の職務
- (8—5) 御前崎港管理事務所長の職務
- (9—1) 出納局の会計指導官の職務
- (10—1) 議会事務局の課長又は室長の職務
- (10—2) 人事委員会事務局の課長の職務
- (10—3) 監査委員事務局の課長の職務
- (10—4) 労働委員会事務局の課長の職務
- (10—5) 収用委員会事務局の課長の職務
- (11—1) 教育委員会事務局の課長の職務
- (11—2) 教育委員会事務局の課の指導監（高校教育課の指導監に限る。）の職務
- (11—3) 教育委員会事務局の課の人事監（義務教育課の人事監に限る。）の職務
- (11—4) 教育委員会事務局の学校事務統括監の職務
- (11—5) 教育事務所副所長の職務
- (11—6) 中央図書館の副館長の職務
- (11—7) 総合教育センターの副所長の職務
- (11—8) 総合教育センターの部長の職務
- (11—9) 青少年の家の所長の職務
- (11—10) 少年自然の家所長の職務

	<p>(12—1) 警察本部の課長（第8項第1号（12—2）に規定する課長を除く。）の職務</p> <p>(12—2) 警察本部の理事官の職務</p> <p>(12—3) 市警察部の課長の職務</p> <p>(12—4) 市警察部の理事官の職務</p>
<p>8 8級</p>	<p>(1) 本庁の局長又は困難な業務を行う出先機関の長の職務</p> <p>(0—1) 知事部局の本庁の局長の職務</p> <p>(0—2) 知事部局の本庁の部の参事の職務</p> <p>(0—3) 知事部局の本庁の局の次長の職務</p> <p>(0—4) 知事部局の本庁の局の理事の職務</p> <p>(2—1) 危機管理部の危機報道官の職務</p> <p>(2—2) 消防学校長の職務</p> <p>(3—1) 財務事務所長（沼津、静岡及び浜松財務事務所の所長に限る。）の職務</p> <p>(3—2) 賀茂地域局の副局長の職務</p> <p>(3—3) 賀茂地域局の賀茂危機管理監の職務</p> <p>(3—4) 東部地域局の副局長の職務</p> <p>(3—5) 東部地域局の東部危機管理監の職務</p> <p>(3—6) 東部地域局の伊豆観光局長の職務</p> <p>(3—7) 中部地域局の副局長の職務</p> <p>(3—8) 中部地域局の中部危機管理監の職務</p> <p>(3—9) 西部地域局の副局長の職務</p> <p>(3—10) 西部地域局の西部危機管理監の職務</p> <p>(4—1) 県民生活センター所長の職務</p> <p>(4—2) 環境衛生科学研究所長の職務</p> <p>(5—1) ふじのくに地球環境史ミュージアムの副館長の職務</p> <p>(5—2) 静岡県富士山世界遺産センターの副館長の職務</p> <p>(6—1) 健康福祉センター所長（東部、中部及び西部健康福祉センターの所長に限る。）の職務</p> <p>(7—1) 農林事務所長（東部、中遠及び西部農林事務所の所長に限る。）の職務</p> <p>(7—2) 農林大学校長の職務</p> <p>(7—3) 農林環境専門職大学の事務局長の職務</p> <p>(7—4) 清水技術専門校長の職務</p> <p>(8—1) 土木事務所長（沼津、島田、袋井及び浜松土木事務所の所長に限る。）の職務</p> <p>(8—2) 清水港管理局長の職務</p>

	(10—1) 議会事務局の次長の職務
	(10—2) 人事委員会事務局の次長の職務
	(10—3) 監査委員事務局の次長の職務
	(10—4) 労働委員会事務局の次長の職務
	(11—1) 教育委員会事務局の参事の職務
	(11—2) 教育事務所長の職務
	(11—3) 中央図書館長の職務
	(12—1) 警察本部の参事官の職務
	(12—2) 警察本部の課長(会計課の課長に限る。)の職務

別表第2イ研究職給料表級別職務区分表第3項第1号、第4項及び第5項中「水産技術研究所」を「水産・海洋技術研究所」に改める。

別表第2ウ医療職給料表(1)級別職務区分表中第2項から第4項までを次のように改める。

2 2級	(1) 主幹の職務 ア 健康福祉センターの主幹(保健所の業務を処理する者に限る。)の職務 (2) 主査の職務 ア 医療局地域医療課の主査(医師又は歯科医師に限る。)又は健康福祉センターの主査(保健所の業務を処理する者に限る。)の職務
3 3級	(1) 出先機関の技監の職務 ア 医療局の技監(静岡県総合健康センター駐在に限る。)の職務 イ 健康福祉センターの技監(東部及び中部健康福祉センターの技監を除く。)の職務 ウ 精神保健福祉センターの技監の職務 エ 吉原林間学園の診療所長の職務
4 4級	(1) 出先機関の長又は医監の職務 ア 健康福祉センターの医監(東部、中部及び西部健康福祉センターの医監に限る。)の職務 (ア) 健康福祉センターの医監(東部、中部及び西部健康福祉センターの医監に限る。)の職務 (イ) 保健所長(東部、中部及び西部保健所の所長に限る。)の職務 イ 健康福祉センターの医監(東部、中部及び西部健康福祉センターの医監を除く。)の職務 (ア) 健康福祉センターの医監(東部、中部及び西部健康福祉センターの医監を除く。)の職務 (イ) 保健所長(東部、中部及び西部保健所の所長を除く。)の職務 (ウ) 東部及び中部健康福祉センターの技監の職務 (エ) 東部及び中部保健所の技監の職務 (オ) 精神保健福祉センター所長の職務

別表第2オ医療職給料表(3)級別職務区分表中第5項を次のように改める。

5 5級	(1) 班長の職務 ア 健康福祉センターの班長(保健所の業務を処理する者に限る。)の職務
------	---

	イ 健康福祉センターの主幹(保健所の業務を処理する者に限る。)の職務 ウ 精神保健福祉センターの班長の職務 エ 精神保健福祉センターの主幹の職務 (2) 主査の職務 ア 副班長の職務 (ア) 健康福祉センターの班長代理(保健所の業務を処理する者に限る。)の職務 (イ) 健康福祉センターの副班長(保健所の業務を処理する者に限る。)の職務 (ウ) 精神保健福祉センターの班長代理の職務 (エ) 精神保健福祉センターの副班長の職務 イ 主査の職務
--	--

別表第2中ケをコとし、クをケとし、キをクとし、別表第2カ福祉職給料表級別職務区分表の次に次の1表を加える。

キ 大学教育職給料表級別職務区分表

職務の級	等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務
1 1級	(i) 助教又は助手の職務 ア 大学の助教の職務 イ 大学の助手の職務
2 2級	(i) 講師の職務 ア 大学の講師の職務
3 3級	(i) 准教授の職務 ア 大学の准教授の職務
4 4級	(i) 学長又は教授の職務 ア 大学の学長の職務 イ 大学の教授の職務

別表第3中ケをコとし、クをケとし、キをクとし、別表第3カ福祉職給料表級別資格基準表の次に次の1表を加える。

キ 大学教育職給料表級別資格基準表

職種	学歴 免許等	職務の級		
		1級	2級	3級
教授	大学卒			3
			0	9
教授	短大卒			3
			0	12
准教授	大学卒		6	3
		0	6	9

	短大卒		6	3
		0	9	12
講師	大学卒		6	
		0	6	
	短大卒		6	
		0	9	
助教又は助手	大学卒			
		0		
	短大卒			
		2.5		

別表第4中ケをコとし、クをケとし、キをクとし、別表第4カ福祉職給料表初任給基準表の次に次の1表を加える。

キ 大学教育職給料表初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
助教又は助手	博士課程修了 (大学6卒後のものに限る。)	1級41号給
	博士課程修了	1級35号給
	修士課程修了 専門職学位課程修了 大学6卒	1級17号給
	大学卒	1級5号給

別表第5学歴免許等資格区分表中「学校教育法による3年制の短期大学の卒業」の次に「又は専門職大学の修業年限3年の前期課程の修了」を、「学校教育法による2年制の短期大学の卒業」の次に「専門職大学の修業年限2年の前期課程の修了」を加える。

別表第8の2を次のように改める。

扶 養 手 当 認 定 簿

職員番号	
氏 名	

1 扶養親族の状況

扶 養 親 族 の 氏 名	続 柄	生 年 月 日 (加算開始時期)	届出事実 の 発 生		届 出 提 出 (受 理)	届 出 の 事 由	支 給 の 始 期 ・ 終 期 (満 22 歳年度末)
			年 月 日	年 月 日			
	配偶者	年 月 日	年 月 日	年 月 日			年 月分から
			年 月 日	年 月 日			年 月分まで
			年 月 日	年 月 日			年 月分から
			年 月 日	年 月 日			年 月分まで
			年 月 日	年 月 日			年 月分から
			年 月 日	年 月 日			年 月分まで
		年 月 日 (年 4月～)	年 月 日	年 月 日			年 月分から
			年 月 日	年 月 日			年 月分まで () (3)
		年 月 日 (年 4月～)	年 月 日	年 月 日			年 月分から
			年 月 日	年 月 日			年 月分まで () (3)
		年 月 日 (年 4月～)	年 月 日	年 月 日			年 月分から
			年 月 日	年 月 日			年 月分まで () (3)
		年 月 日 (年 4月～)	年 月 日	年 月 日			年 月分から
			年 月 日	年 月 日			年 月分まで () (3)
		年 月 日 (年 4月～)	年 月 日	年 月 日			年 月分から
			年 月 日	年 月 日			年 月分まで () (3)
		年 月 日 (年 4月～)	年 月 日	年 月 日			年 月分から
			年 月 日	年 月 日			年 月分まで () (3)

<記入上の注意>

- 1 「生年月日(加算開始時期)」欄には、加算措置の対象となる子について、加算開始の時期を()内に記入する。
- 2 「届出提出(受理)年月日」欄には、届出提出日を記入し、その日が届出受理日と異なる場合にあっては、届出受理日を()書きで付記する。
- 3 「支給の始期・終期(満22歳年度末)」欄の()内には、子・孫・弟妹が満22歳年度末により支給要件を喪失する時期を記入する。
- 4 子・孫・弟妹が満22歳年度末により支給要件を喪失した場合は、「届出事実の発生前年月日」欄及び「届出提出(受理)年月日」欄の記入は要しない。なお、「届出の事由」欄には、「満22歳年度末」と記入する。

2 扶養手当の月額額の認定(支給額の改定)

支給開始(終了) 又は 支給額改定時期	認定扶養親族 たる子	認定扶養親族 中加算措置の 対象となる子	子以外の 認定扶養 親族	扶養手当 の月額	認定等の事由・ 給料表及び級	認定年月日	認定欄
							任命権者又は その委任を受 けた者の印
年 月分から	人	人	人	円		年 月 日	
年 月分まで						年 月 日	
年 月分から						年 月 日	
年 月分まで						年 月 日	
年 月分から						年 月 日	
年 月分まで						年 月 日	
年 月分から						年 月 日	
年 月分まで						年 月 日	
年 月分から						年 月 日	
年 月分まで						年 月 日	
年 月分から						年 月 日	
年 月分まで						年 月 日	
年 月分から						年 月 日	
年 月分まで						年 月 日	
年 月分から						年 月 日	
年 月分まで						年 月 日	
年 月分から						年 月 日	
年 月分まで						年 月 日	

3 備 考 (扶養親族及び扶養手当額の認定上、特に必要な事項を記入)

別表第11中ケをコとし、クをケとし、キをクとし、別表第11カ福祉職給料表昇格時号給対応表の次に次の1表を加える。

キ 大学教育職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	2	1
15	1	3	1
16	1	4	1
17	1	5	1
18	1	6	1
19	1	7	1
20	1	8	1
21	1	9	1
22	2	10	1
23	3	11	1
24	4	12	1
25	5	13	1
26	6	14	1
27	7	15	1
28	8	16	1
29	9	17	1
30	10	18	2

31	11	19	3
32	12	20	4
33	13	21	5
34	14	22	6
35	15	23	7
36	16	24	8
37	17	25	9
38	18	26	10
39	19	27	11
40	20	28	12
41	21	29	13
42	22	30	14
43	23	31	15
44	24	32	16
45	25	33	17
46	26	34	18
47	27	35	19
48	28	36	20
49	29	37	21
50	29	38	21
51	30	39	21
52	30	40	22
53	31	41	22
54	31	41	22
55	32	42	23
56	32	42	23
57	33	43	23
58	33	43	24
59	34	44	24
60	34	44	24
61	35	45	25
62	35	46	25
63	36	47	26
64	36	48	26
65	37	49	27

66	37	50	27
67	38	51	28
68	38	52	28
69	39	53	29
70	39	54	29
71	40	55	30
72	40	56	30
73	41	57	31
74	41	57	31
75	42	58	32
76	42	58	32
77	43	59	33
78	43	59	33
79	44	60	33
80	44	60	33
81	45	61	33
82	45	61	34
83	45	62	34
84	46	62	34
85	46	63	34
86	46	63	34
87	47	64	34
88	47	64	34
89	47	65	35
90	48	65	35
91	48	65	35
92	48	66	35
93	49	66	35
94	49	66	35
95	49	67	35
96	49	67	36
97	50	67	36
98	50	68	
99	50	68	
100	50	68	

101	51	68	
102	51	68	
103	51	68	
104	51	68	
105	52	68	
106	52	68	
107	52	68	
108	52	68	
109	53	68	
110	53	68	
111	53	68	
112	53	68	
113	54	68	
114	54		
115	54		
116	54		
117	55		
118	55		
119	55		
120	55		
121	56		
122	56		
123	56		
124	56		
125	56		
126	56		
127	57		
128	57		
129	57		

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 別表第8の2の扶養手当認定簿は、当分の間、従前の様式のものによることができる。